

平成20年10月31日
内閣府民間資金等活用事業推進室

P F I の導入促進に向けた運用改善について

- 1 民間資金等活用事業推進委員会（平成20年7月15日）
 - ① P F I 事業契約に際しての基本的な考え方とその解説（案）
 - ② P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）
- 2 公開意見募集等
 - (1) 公開意見募集 7月25日～9月12日
意見数：22人242件
 - (2) 意見交換会 7月28日～9月10日 東京、福岡、仙台、名古屋、大阪
意見数：104件
- 3 民間資金等活用事業推進委員会総合部会（平成20年10月24日）

○論点

 - (1) P F I 事業契約に際しての基本的な考え方とその解説（案）
 - ① 柔軟なサービス内容、サービス価格の変更
 - ② 任意解除
 - ③ 紛争解決
 - ④ 法令変更
 - ⑤ モニタリング、支払いメカニズム
 - (2) P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）
 - ⑥ 全体、個別論点（モニタリング指標の具体的あり方）

※以上の論点について、総合部会で年内に取りまとめ、来年の推進委員会に諮ることとなる見込み

- 4 生活対策（平成20年10月30日）

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、P F I の活用による地域経済活性化

 - ・ P F I について、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正を行う。

（参考）P F I 法の経緯

・平成11年9月施行、平成13年12月・平成17年8月一部改正

※P F I 法には、政府は、少なくとも3年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする旨が規定されている（附則第2条）。

(参考) 生活対策 (PFI 関連部分抜粋) (平成 20 年 10 月 30 日)

7. 地域活性化対策

◇高速道路料金の大幅引下げ、地域企業の再生、商店街活性化、ICT活用、PFIの活用等を通じて地域経済の活性化を図る。また、観光立国の推進、安全・安心な交通空間の確保や物流コストの低減等に直結する交通ネットワーク整備により、地域の底上げを図る。美しい自然を守り育て、多くの人々が訪ね、住みたくなる「まちづくり・地域づくり」を進める。

<具体的施策>

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、PFIの活用による地域経済活性化

- ・地域力再生機構の早期設立と第3セクター改革
- ・商店街活性化
 - 商店街を安心・安全・快適なものとする防犯機器の設置等
- ・条件不利地域等のICT基盤整備、地域におけるICT利活用の高度化・ICTによる地域経済活性化
- ・放送デジタル化への円滑な移行
 - デジタル移行に伴う国民の不安解消のためのきめ細かな対応等を集中的に実施
- ・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正を行う。